

紙文書電子化保存に関する 市場調査活動について調査報告(概要)

2007年7月

タイムビジネス協議会
新規利活用領域検討WG
e-文書法サブWG

— Agenda —

はじめに

I. 市場ヒアリング活動 (3件)

II. アンケート調査活動

III. ・タイムビジネス関連製品調査活動 (別紙参照)

最後に

はじめに

e-文書法は、書類保管コストや、データ活用による効率化など、コスト削減効果の高い規制緩和法として、民間企業から大きな注目と、期待を寄せられていました。

また、電子データの信憑性を確保するテクノロジーとして、**タイムスタンプをIT社会にクローズアップしてくれたインパクトのあった法律**といえます。

今日のセキュリティ市場において、タイムビジネスが市民権を得るためにe-文書法は、大きな役割を担った画期的な法律といえます。

こんな規制緩和法が、2005年4月に施行されて以来、早2年が経ちますが、市場でe-文書法を導入したという事例が、中々、聞こえて来ていないのも事実です。

施行前より、注目と話題を呈していたe-文書法は、一体？どうしてしまったのか？タイムビジネスの普及を押し進めてきた我々にとって、大きな課題として認識せざるを得ない状況と感じています。

一方、最近では、内部統制市場に照準を当てた、**製品、ソリューションやサービスにおいて、タイムビジネスを組込んだ商品が徐々に増えてきている。**

これら商品は、長期保証などのテクノロジーも取り入れながら、**日進月歩に進化している**といえる。

このような状況を鑑み、現在の市場実態を把握することが、今後、タイムビジネスの普及に必要な活動と捉え、市場調査活動を実施してきました。

I . 市場ヒアリング活動 (e-文書法の市場対応状況について)

I -1. 市場ヒアリング活動(某導入企業)

国税関係書類の請求書から、電子化保存を開始。
状況をみながら、他伝票への運用拡大を検討

<導入メリット>

①社内外からの問合せ業務工数が十分の一に削減！

社内外からの問合せで業務停滞(紙書類確認時間、担当者でないと効率が悪いなど)

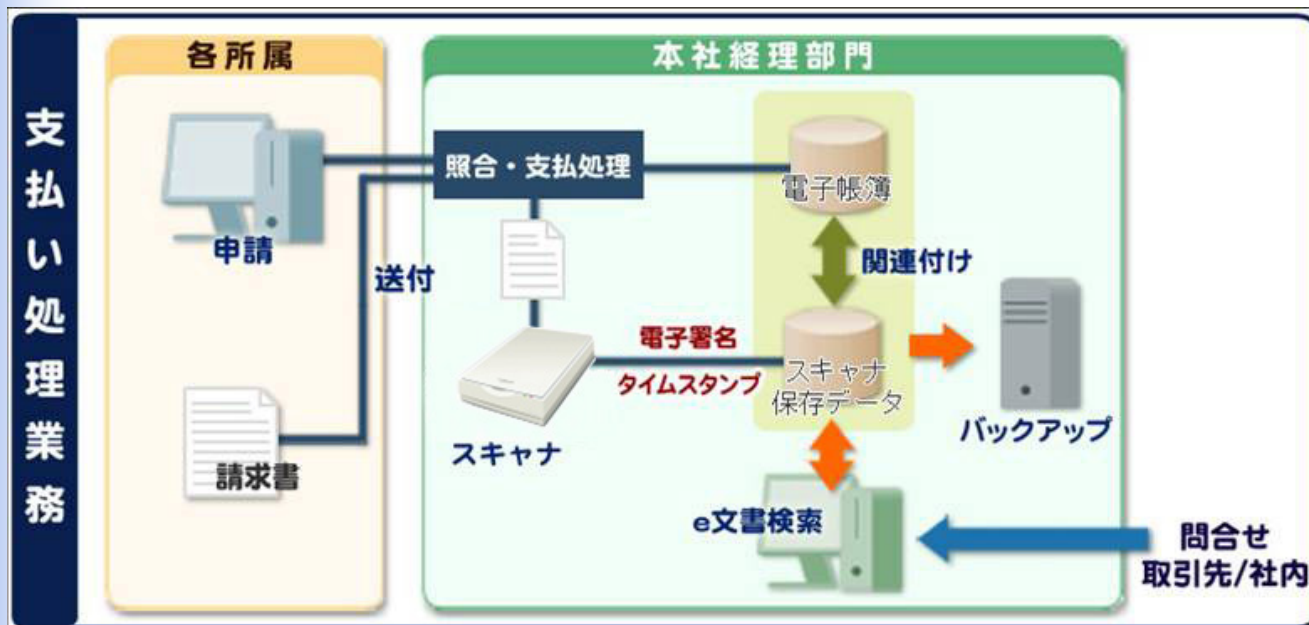
②書類管理業務の効率化！(保管費コストダウン)

オフィス保管していた資料を遠地の賃貸が安い倉庫へ保管が可能となった
(約7,500枚/月(段ボール約50箱/年))

投資費用:システム投資額 400万円

効果費用:約200万円/年(2年間で投資回収見込み)

I -2. 市場ヒアリング活動(某導入企業)



- 既存の電子帳簿システムとの関連付けを実施し運用

I -3. 市場ヒアリング活動(総括)

1. 某サービス事業者 (* 概要報告作成中)
内部統制用途なども視野に入れてビジネス化
2. 某ソフト製品メーカー (* 概要報告作成中)
商談獲得には、時間と手間がかかる
3. 某導入企業
国税関係書類(請求書)を電子化保存実施
(順次、導入範囲拡大を検討)



- ◆ e-文書法単独の市場活性化は難しい状況にある
- ◆ 評価段階にあるタイムスタンプは、内部統制対応を契機に、
広範囲での活用が期待される

II アンケート調査活動

1. e-文書法について
2. タイムスタンプについて

アンケートの実態と分析1

目的:本アンケートは、財団法人 日本データ通信協会の協力により、e-文書法とタイムスタンプについて市場の実態把握のため調査を実施した。

調査対象: 約1,600社

調査時期: 2006年12月

回答数: 298件

有効回答数: 118件

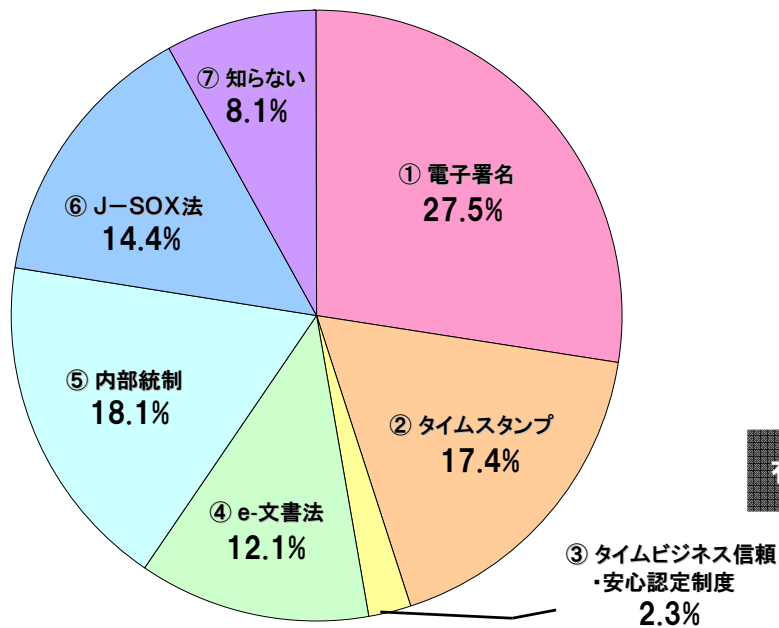
有効回答率: 40%

1. e-文書法について

e-文書法についてアンケート1

電子文書化にあたって、知っている項目を全てあげてください。

複数回答可

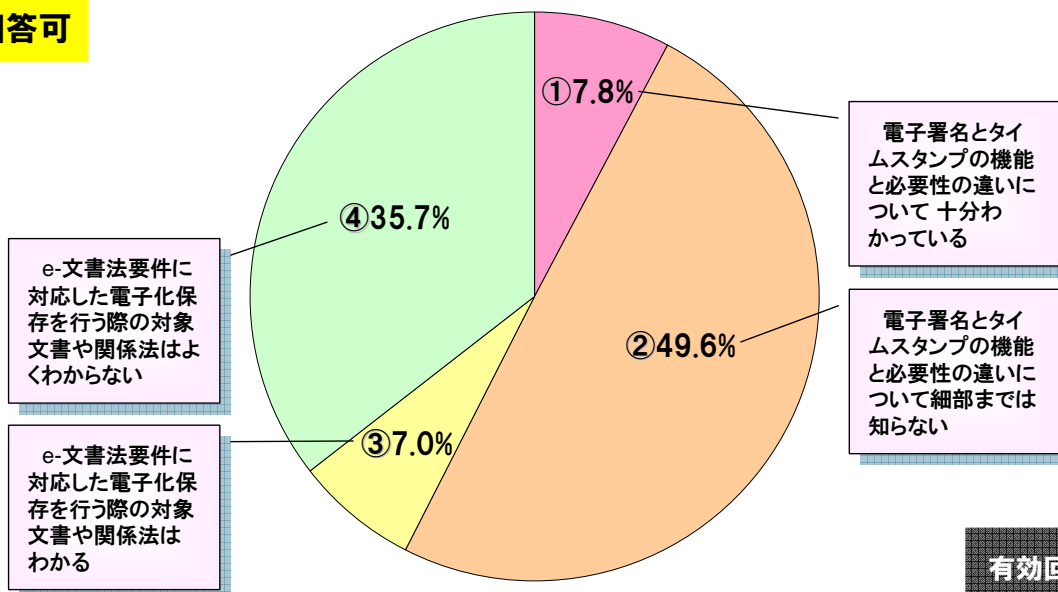


有効回答数: 298

e-文書法についてアンケート2

アンケート1で「電子署名」、「タイムスタンプ」、「e-文書法」と答えた方でそれをどの位理解されていますか？

複数回答可

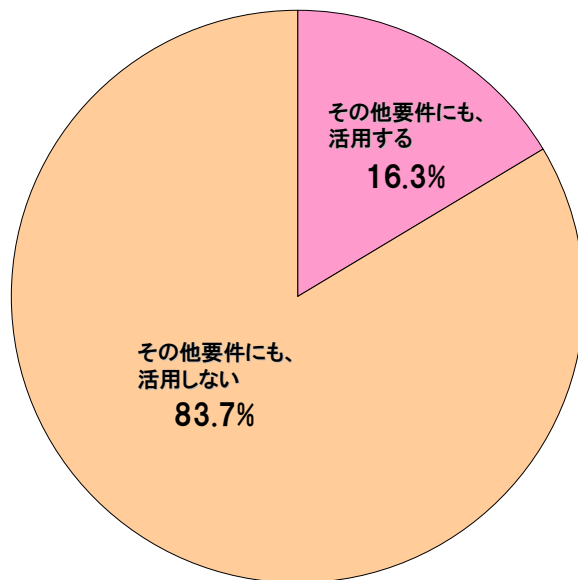


有効回答数: 129

e-文書法についてアンケート3

e-文書法対応(電子化保存)を実施する場合、タイムスタンプ活用が義務化されていない要件にもタイムスタンプを活用しますか？

複数回答可

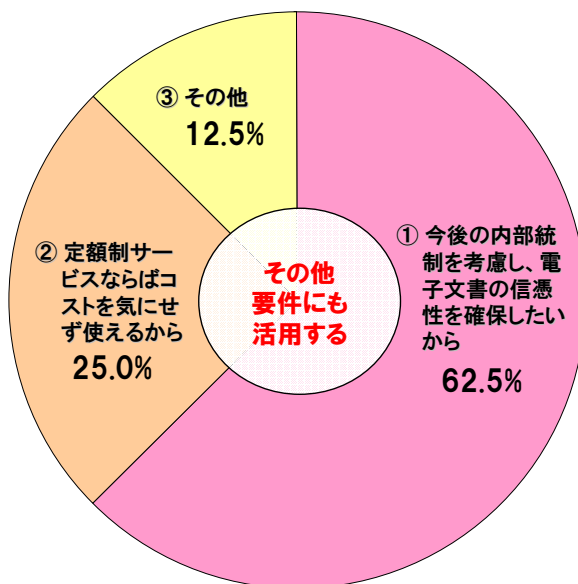


有効回答数:98

e-文書法についてアンケート3-1

義務化されていない要件に、なぜ、タイムスタンプを活用しますか？

複数回答可

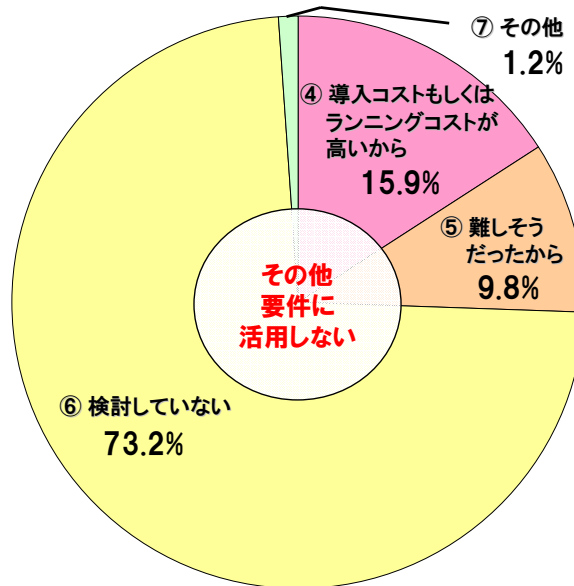


有効回答数:16

e-文書法についてアンケート3-2

なぜ、タイムスタンプを活用しないのですか？

複数回答可

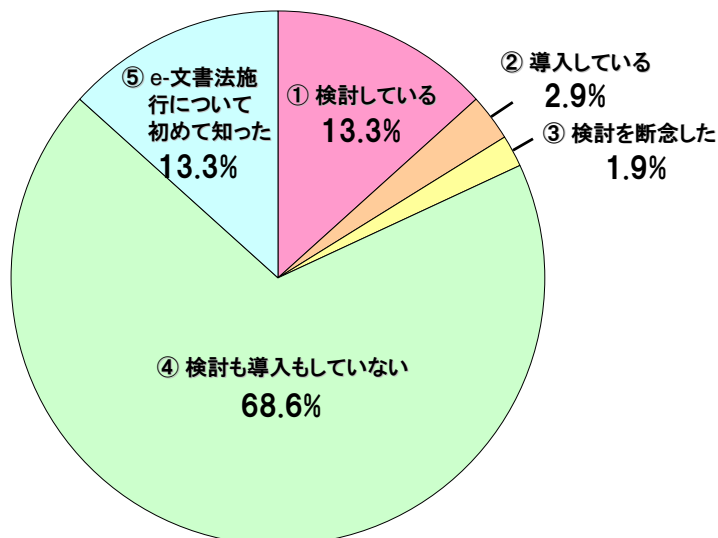


有効回答数:82

e-文書法についてアンケート4

「国税関係書類」と「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」による電子化保存が注目されていますが、他の用途も含め、e-文書法活用を検討もしくは導入していますか？

複数回答可

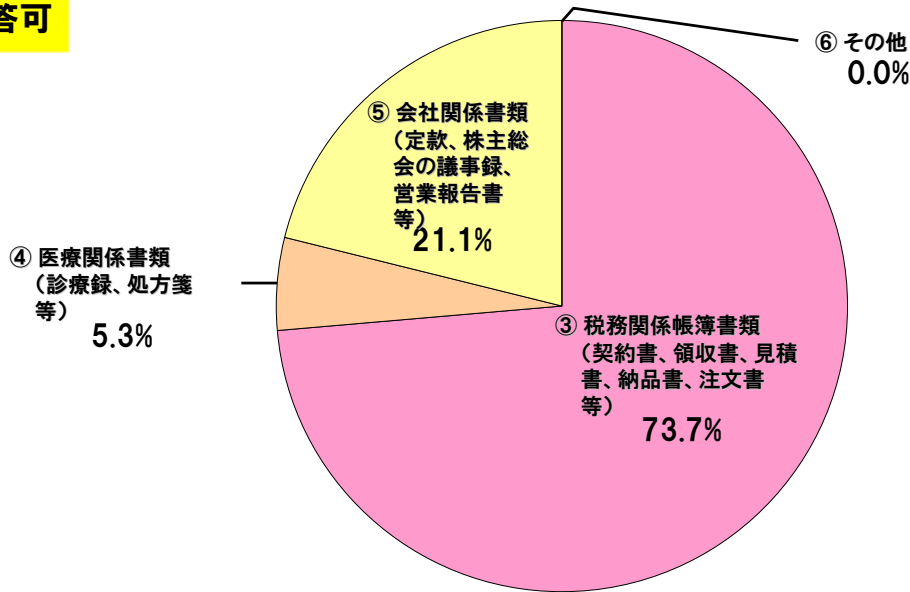


有効回答数:105

e-文書法についてアンケート4-1

活用を検討している用途はなんですか？

複数回答可

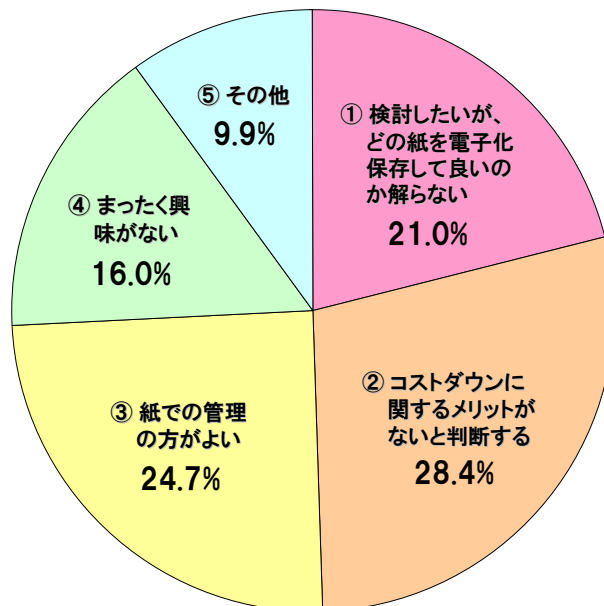


有効回答数: 19

e-文書法についてアンケート4-2

検討も導入もしないのは何故ですか？

複数回答可

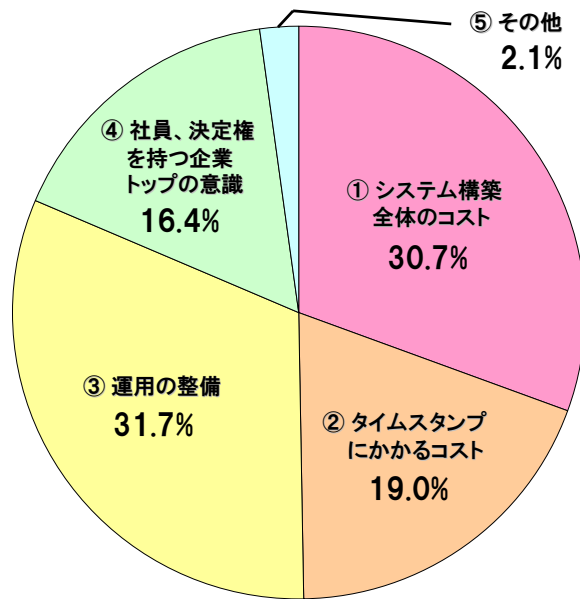


有効回答数: 81

e-文書法についてアンケート5

e-文書法において国税関係帳簿書類の電子化保存を検討される場合、ネックになる点は何だと考えますか？

複数回答可

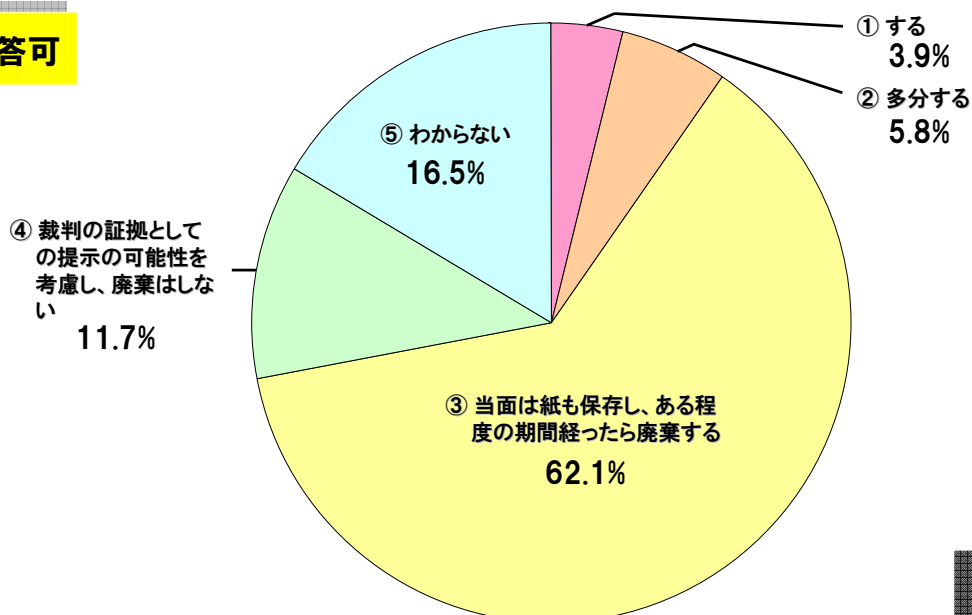


有効回答数: 189

e-文書法についてアンケート6

e-文書法にて整備された要件に対応した電子化保存を行った場合、紙は廃棄しますか？

複数回答可



有効回答数: 103

1. e-文書法についてアンケート分析

- e-文書法、電子署名、タイムスタンプなどのトピックは知っているが、具体的な知識が不足している



大半の企業でe-文書法活用は未検討の段階

- e-文書法導入による、コストのメリット感が乏しい
紙保存でよい⇒電子化保存の優位性が不透明



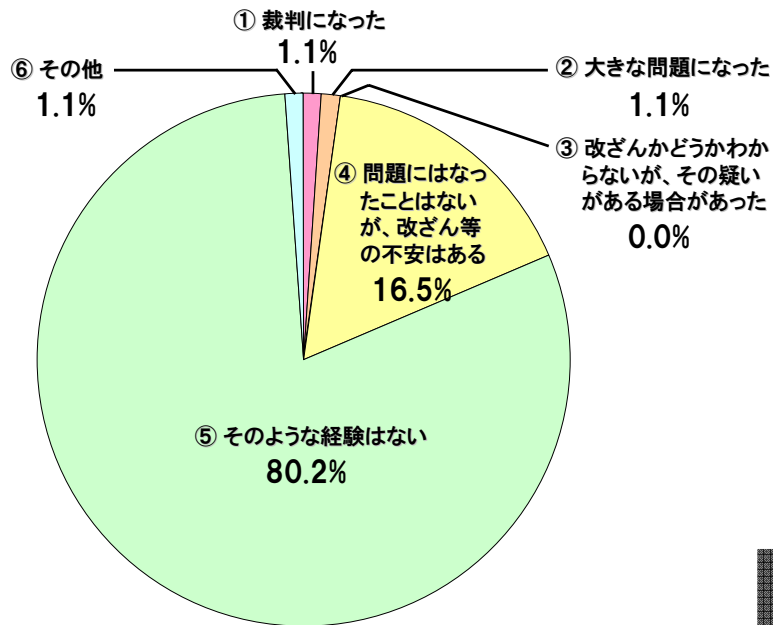
e-文書法導入メリットは理解されていない

2. タイムスタンプについて

タイムスタンプについてアンケート1

電子データを利用して、改ざん等で問題になったことがありますか？

複数回答可

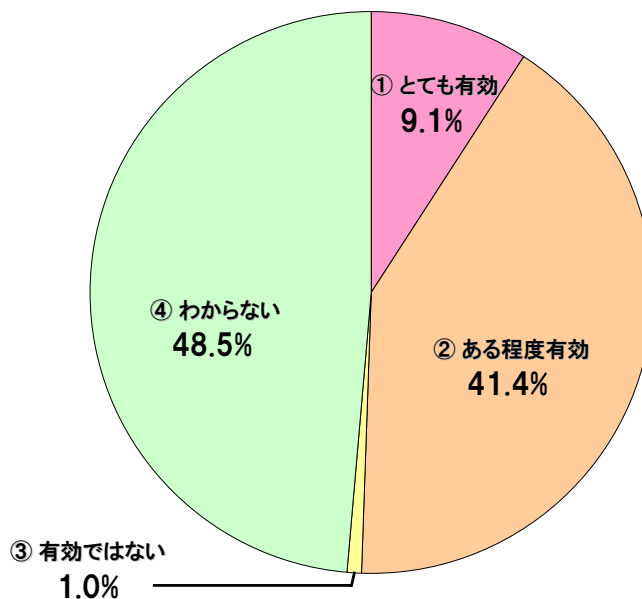


有効回答数:91

タイムスタンプについてアンケート2

電子文書化にあたって、内部統制において、タイムスタンプという技術は有効だと思いますか？

複数回答可

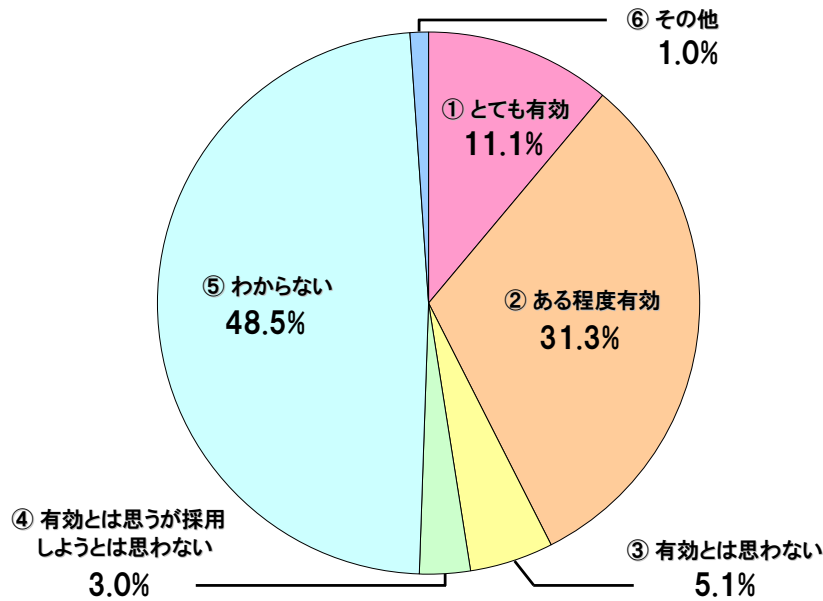


有効回答数:99

タイムスタンプについてアンケート3

裁判の証拠として電子データを使う場合、電子データの証拠性の確保の1つとしてタイムスタンプという技術は有効だと思いますか？

複数回答可

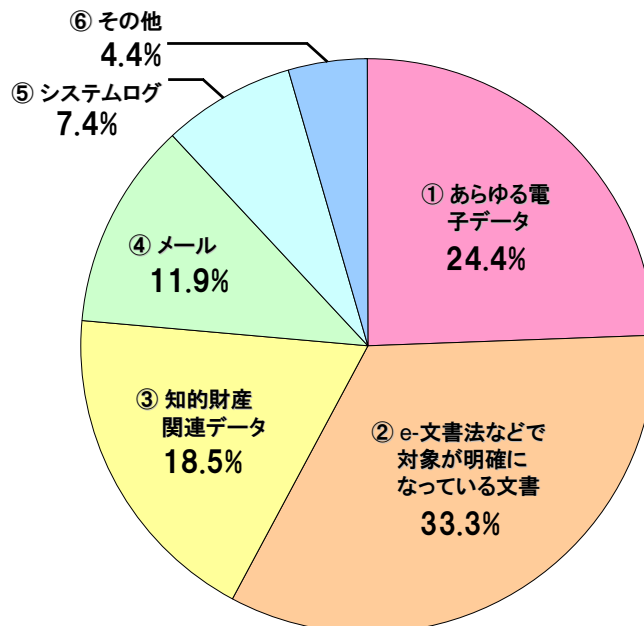


有効回答数: 99

タイムスタンプについてアンケート4

利用料金を考えない場合、タイムスタンプが付与されるべき対象は何だと思いますか？

複数回答可

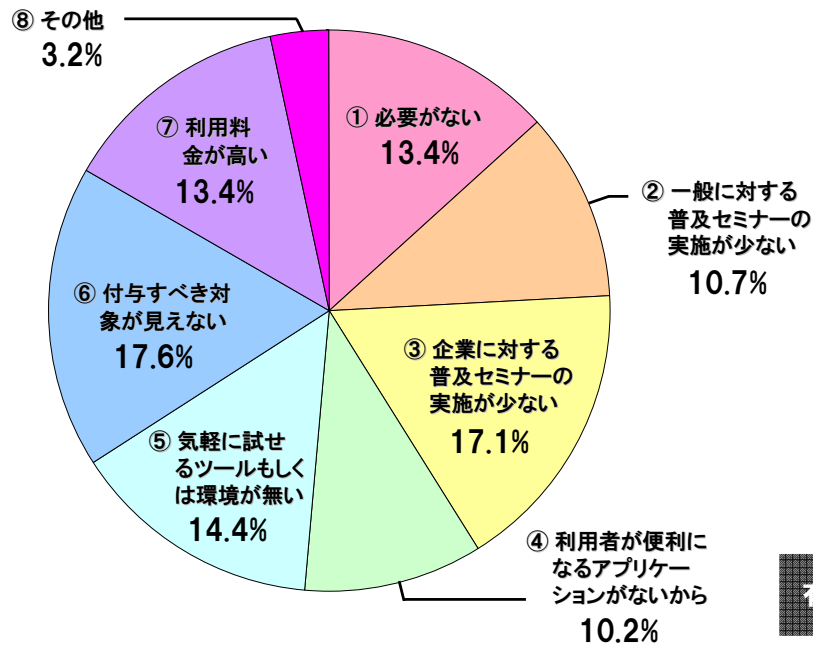


有効回答数: 135

タイムスタンプについてアンケート5

タイムスタンプが普及していない原因は何だと思いますか？

複数回答可

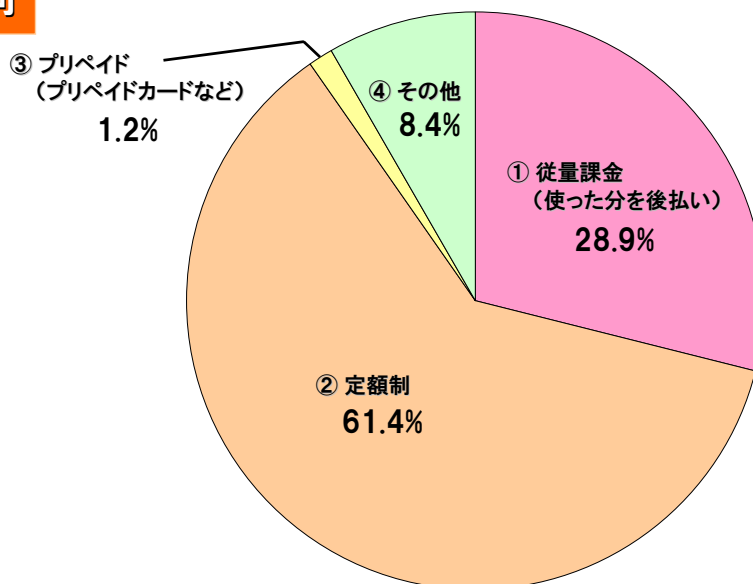


有効回答数: 187

タイムスタンプについてアンケート6

タイムスタンプサービスを利用する場合、利用料金の支払方法として適当なものは？

複数回答可



有効回答数: 83

2. タイムスタンプについてアンケート分析

- 今だ、多くの企業が有効性を理解していない
- 普及・啓発の機会が少ないと受け止められている



タイムスタンプに関する興味・認知・知識が不足している！

- 利用方法やツール等に関する知識が一般化していない
- 付与すべき対象文書が整理・把握されていない



**有効性が理解されておらず、具体的な活用法も認識されていない
タイムスタンプという言葉とイメージを捉えているだけの状況**

Ⅲ. タイムビジネス関連製品調査活動

※ 別紙(Excel表)にて報告

最後に

タイムビジネスの普及・拡大を推進して行くためには、e-文書法の存在が、とても大きく有用な法律であることを、e-文書法サブWGの活動を通じ、改めて再認識しました。

しかし、市場での導入実態を調査してみると

- 1) e-文書法が普及していないこと(法律を理解していない)
- 2) 施行前の期待と実態にギャップが生じてること(メリットを感じない)
- 3) 国税関係書類は、紙保存でも良いと考えていること(導入が難しい)

などといった実態を浮き彫りにしました。

我々が、独自に実施した調査活動のサンプルが、今の市場全体を的確に映し出しているとはいえないが、ある意味、想像していた結果に近い結果が得られたと感じるのも事実です。

しかし、アンケート結果では、「内部統制において、タイムスタンプは有効か?との問いに対し半数の人(50.5%)が有効」と回答しています。

今後のタイムビジネス普及に期待が持てる側面も垣間見れました。

2006年度活動を振り返ると、「どうすればタイムビジネスの普及を加速できるのか」に向け、一歩踏み込んだ活動は出来ませんでした。しかし、社会情勢を反映した身近なタイムビジネスを考えて行くことが、有用かつ重要な活動になると理解できたことは、大きな成果と考えています。今や、e-文書法は、一つの利活用と考えられています。e-文書法の誕生が大きなきっかけとなり内部統制や知財情報管理など、利活用シーンが広がりを見せていることを痛感しました。最後に、タイムビジネスが、社会貢献に向け活用される下地が整ってきていることを報告させていただきます。

e-文書法サブワーキンググループメンバー

敬称略、会員種別五十音順

会社名	担当者	会社名	担当者
【幹事会員】		【賛助会員】	
株式会社NTTデータ	西尾 秀一	株式会社サリオシステムズリサーチ	山田 剛
株式会社NTTデータ	戸田 安彦	株式会社サリオシステムズリサーチ	小林 由子
株式会社NTTデータ	渡辺 貴裕	株式会社中電シーティーアイ	伊藤 学
セイコーインスツル株式会社	柴田 孝一	株式会社中電シーティーアイ	佐藤 孝一
セイコーインスツル株式会社	上畑 正和	東北インフォメーション・システムズ株式会社	横田 勇一
セイコーインスツル株式会社	村尾 進一	日本クロストラスト株式会社	岩撫 義之
日本電気株式会社	後藤 淳	富士ゼロックス株式会社	小原 浩二
株式会社PFU	柴田 真史(主査)	富士ゼロックス株式会社	小島 俊一
株式会社PFU	石川 昭一	丸文株式会社	廣瀬 智康
株式会社PFU	古屋 博崇	丸文株式会社	米川 知希
三菱電機株式会社	富樫 昌孝	【TBFパートナー】	
三菱電機株式会社	宮崎 一哉	アライド・ブレインズ株式会社	内田 斉
【正会員】		アライド・ブレインズ株式会社	細川 裕樹
独立行政法人情報通信研究機構	斉藤 春夫	アライド・ブレインズ株式会社	田崎 史子
独立行政法人情報通信研究機構	岩間 司	株式会社NTTデータ経営研究所	三谷 慶一郎
【賛助会員】		株式会社東京証券取引所	田村 康彦
NECフィールドینگ株式会社	福田 雄児	株式会社東大総研	清松 哲郎
NECフィールドینگ株式会社	竹内 睦	東京税理士会	菅沼 俊広
NECフィールドینگ株式会社	森本 繁雄		
コベルコシステム株式会社	祖裏 正和		
コベルコシステム株式会社	西郷 真生		